

日本共産党宇治市議員団は、1月13日、宇治市長に市民の皆様から寄せられましたご意見やご要望をもとに重点要望14項目、国や府への要望32項目、部局部湯要望167項目、地域別要望93項目の計306項目の「2012年度予算要望書」を提出しました。

2012（平成24）年度 予算要望書

■重点要求

- (1) 「防災計画」に原子力発電所対策を入れるなど根本的見直しを行い、避難・体制・資機材・非常食などの災害対策の抜本強化を図ること。また、道路・橋梁・河川・ダムなどの安全点検を行うこと。
- (2) 国民健康保険料を引き下げること。保険証の取り上げをやめること。無保険者実態調査を行い、無保険者をつくらないこと。
- (3) 子どもの医療費無料制度を小学校卒業まで拡充すること。
- (4) 保育所保育料を軽減すること。待機児童をゼロにすること。
- (5) 高齢者医療費の無料化・助成を行うこと。
- (6) 介護保険料・利用料の軽減を行い、特養ホーム増設など施策の充実を図ること。
- (7) 障がい者のサービス利用の負担を軽減し、障がい者施設の運営を援助すること。
- (8) 「集会所再生プラン」の拙速な実施をせず、住民の意見をしっかり聞くこと。
- (9) 公共事業は生活密着型にして、地元発注を増やすこと。
- (10) 住宅改修（住宅リフォーム）助成制度を実施すること。
- (11) 公契約条例を制定すること。
- (12) 学校の統廃合、学校給食調理やゴミ収集業務の民間委託、公立保育所の廃園や民営化、ゴミの有料化などの「行革」はしないこと。
- (13) 河川改修など、水害の抜本的対策を講じること。
- (14) 水源の多水源化を進め、地下水浄水場を保全すること。開浄水場を廃止しないこと。開浄水場の老朽化したポンプを早急に取り換えること。

■国への要求

- (1) 「税と社会保障の一体改革」による消費税増税や年金改悪など国民への負担増を行わないことを求めること。

- (2) 労働者派遣法を抜本的に見直すこと。とりわけ、若年層の正規雇用を増やすよう求めること。
- (3) 国民健康保険事業への国の負担金をもとに戻すよう求めること。国民健康保険への一般会計からの繰り入れ中止の通達を撤回するよう求めること。
- (4) 後期高齢者医療保険制度の廃止に伴う新たな高齢者医療制度と国民健康保険の広域化は行わないよう求めること。70～74歳の医療費窓口負担の2割への引き上げはやめるよう求めること。75歳以上の高齢者の医療費無料化を求めること。
- (5) 子どもの医療費を無料にするよう求めること。
- (6) 公的保育を放棄する「子ども・子育て新システム」の導入はやめるよう求めること。
- (7) 介護保険への公的負担を大幅に増やし、安心できる公的な介護制度を実現するよう求めること。
- (8) 障害者自立支援法は廃止して、生活支援・施設援助・応益負担の廃止など新たな障がい者福祉法を確立するよう求めること。
- (9) 生活保護の老齢加算を復活するよう求めること。生活保護における生活用品としての自動車保有を認めるよう求めること。リバースモーゲージの制度撤廃を求めること。
- (10) 少人数学級を早期に実現するよう求めること。35人学級の実施のために、不足する教室の増築への補助金を増額するよう求めること。
- (11) 高校授業料の無償化を継続するよう求めること。
- (12) ムダで危険な宇治川の1500トン放流計画を見直し、天ヶ瀬ダム再開発を中止するよう求めること。宇治川堤防は伏流水を遮断する深さの矢板鋼など、安全対策を講じるよう求めること。1500トン見合いの宇治川の掘削工事は中止するよう求めること。
- (13) 食料自給率の低下（現行40→13%）や国民皆保険制度の崩壊をまねくTPPへの参加はやめ、日本の農業を守るよう求めること。
- (14) 憲法改悪に反対し、憲法を暮らしにいかすよう求めること。
- (15) 家族従業者の「働き分」を認めない所得税法第56条の廃止を求めること。
- (16) 地方裁判所支所を市内に設置するよう求めること。
- (17) 納税猶予制度を緩和するよう求めること。
- (18) 雇用促進住宅を廃止しないよう求めること。

■府への要望

- (1) 「京都地方税機構」は、強引な徴税・差し押さえを行わないよう求めること。法人税や資産税などの課税業務の共同化は行わないよう求めること。

- (2) 国民健康保険の広域化をやめるよう求めること。
- (3) 子どもの医療費は通院も小学校卒業まで無料にするよう求めること。75歳以上の高齢者の医療費は無料にするよう求めること。
- (4) 教職員配置を国基準に引き上げ、小学校から高校まで30人学級を実現するよう求めること。図書館司書の配置を行なうよう求めること。
- (5) 府立高校の昼間・夜間定時制の入学定員を増やし、「特色」の名で高校間格差と競争激化をまねくやり方は改めるよう求めること。
- (6) 鳥獣被害対策を強化するよう求めること。
- (7) 産科・小児科の医師体制の強化など、医療体制強化を求めること。
- (8) 児童相談所の職員体制を強化するよう求めること。
- (9) 保健所は、健康づくり・感染予防・環境保全などを行なう拠点として体制・機能を強化するよう求めること。
- (10) 土木事務所を拡充し、機能を強化し、宇治市内に事務所を設置するよう求めること。
- (11) 河川を早期に改修し、木幡池の治水計画をすすめる、水害を根絶するよう求めること。
- (12) 府道の渋滞解消と安全対策・バリアフリー化をすすめるよう求めること。とりわけ、特別支援学校の周辺道路のバリアフリー化を急ぐこと。
- (13) 太陽が丘運動公園の夜間使用、プールの通年使用、障害者の更衣室等の改善、送迎等短時間の利用の駐車料金無料化を実施するよう求めること。
- (14) 道州制導入に反対するよう求めること。

■部局別要求

●〔市長公室〕

- (1) 公共施設の耐震強化を促進すること。
- (2) 職員定数管理計画を見直し、正規雇用を増やすこと。非正規雇用の労働条件を改善すること。
- (3) 障害者の職員採用を拡大すること。
- (4) 市民オンブズパーソン制度を創設すること。
- (5) 宇治市の法律相談事業を実施すること。
- (6) 市民を有事体制に動員する「国民保護計画」は廃止すること。

●〔政策経営部〕

- (1) 市民サービス後退になる人員削減、市の事務事業の廃止・統合などは行わないこと。

- (2) 青年の市政参画をすすめるとともに、新婚・青年むけに家賃補助をすること。
- (3) 笠取振興のためのまちづくり計画を作成すること。
- (4) 市町村合併はしないこと。

●〔総務部〕

- (1) 官製ワーキングプアをなくすこと。契約にあたっては、最低賃金額は時間あたり1000円以上に引き上げること。
- (2) 徴税業務にあたっては、宇治市が親切な対応を行い、京都地方税機構送りにしないこと。地方税機構による課税事務の共同化は行わないこと。
- (3) 競争性のない入札制度は見直すこと。契約の要件に地元業者・労働者の賃金の担保などを加えること。小修理などは小規模事業者登録制度をつくり、地元零細業者に仕事をまわすこと。
- (4) 談合防止対策を強化すること。
- (5) ウトロ地区のまちづくりは、地区全体を対象に、公営住宅建設をはじめ住環境整備に早期に取り組むこと。水害をなくすよう緊急対策を講じること。
- (6) 「非核都市宣言」をいかし、平和事業を充実・拡充すること。
- (7) 在住外国人の「地方参政権」を実現すること。
- (8) 大久保・黄檗自衛隊基地の縮小・撤去を国に求めること。市民生活を脅かす市街地での演習・ヘリコプター訓練などをやめること。
- (9) 法務体制を強化すること。

●〔消防本部〕

- (1) 西消防署・伊勢田分署を早期に建て替えること。
- (2) 消防指令センターの広域化はしないこと。
- (3) 消防隊一隊あたりの人数を5人にもどすとともに、消防職員を大幅に増員すること。
- (4) 消防団員の報酬増額や出動手当て増額など、処遇を改善すること。
- (5) 防火水槽、消火栓、耐震貯水槽を増設し、町内会・自治会の消火器詰替え助成を拡大すること。
- (6) 火災報知器の取り付けを促進するため低所得者対策などを行うこと。

●〔市民環境部〕

- (1) 担い手農家への支援を制度化すること。低農薬・有機の「こだわり米」の農協買取りを支援し、生産者価格の下落から農家を守ること。農業後継者・新規就農者への支援を行うこと。

- (2) 鳥獣被害防止計画を充実して、鳥獣被害の対策を強化すること。
- (3) 市民農園を拡大・増設すること。
- (4) 松枯れ対策・カシノナガキムシ対策を強化すること。間伐の促進や間伐材の活用など林業を振興すること。
- (5) マル宇融資制度について、無利子化、利子補給期間の延長、保証金補助の拡大、据え置き期間と返済期間の延長などの緊急対策を講じること。住宅ローンつなぎ融資制度をつくること。
- (6) 中小企業支援として、固定費（家賃・地代・機械リース料等）などの補助を行なうこと。
- (7) 「貸し渋り」「貸しはがし」など金融の相談、「不当な買いたたき」や「下請け代金支払い遅延」など営業相談などを含む事業者支援の総合的な相談窓口を設置し、当該金融機関や関連企業について改善を求めること。
- (8) 「中小企業・地域振興基本条例」を制定すること。
- (9) 最低賃金の引き上げをはかり、労働時間短縮をすすめること。派遣、請負、パート、アルバイトなど非正規雇用の実態調査を行い、労働条件を向上させること。就職を斡旋・サポートする窓口と部署を設置すること。
- (10) 偽装請負・サービス残業・退職強要など職場の無法をやめさせ、失業者に対する臨時「つなぎ就労」制度を創設し雇用保険の拡充などで失業者の生活保障を求めること。
- (11) 商店街活性化のため、カラー舗装・駐車場整備など進め、空店舗対策などへの補助限度額を引き上げること。住宅地の中の商店の経営を守ること。
- (12) 商業施設出店の調整を行うための「宇治市特定商業施設の出店及び営業に伴う住環境の調整に関する条例」をつくること。特定大規模小売店舗制限地区を見直すこと。大型店の出店を制限し、撤退計画についても影響調査を実施し、必要に応じて中止・変更を勧告すること。
- (13) 消費生活センターの専門相談員を正規職員化するなど体制強化を図ること。
- (14) 高齢者事業団の育成強化、仕事のあっせんをはじめ、高齢者の雇用促進をはかること。
- (15) 勤労者住宅融資制度の融資額を引上げ、利子の引下げをすすめること。
- (16) 集会所が不足している地域に新設すること。維持修繕費を増額すること。民間集会所改修助成の予算を拡充すること。
- (17) 中学校区ごとに行政サービスコーナー、市役所出張所・支所を設置すること。
- (18) 槇島の工業集積地域に上・下水道、排水路など、インフラ・産業基盤を整備すること。
- (19) 企業の排水・騒音・大気汚染などに対し強く指導すること。

- (20) 廃油の再利用・燃料化などをすすめること。
- (21) 騒音規制区域を市内全域に拡大すること。
- (22) 産業廃棄物などの不法投棄を許さないこと。残土の持込を規制する条例を制定すること。
- (23) 地下水保全条例を制定すること。
- (24) 地球温暖化対策地域推進計画は、25%削減目標に改正し、予算をつけるなど目標達成にむけて必要な措置を講じること。
- (25) ゴミの減量化・再資源化・リサイクルを推進すること。プラスチックなど分別収集を徹底すること。
- (26) 野鳥・動植物の実態調査にもとづき、その保護対策を強めること。
- (27) 各駅の駐輪場を終電車まで開設すること。
- (28) 青少年がスポーツや集会など、自由に使える専用施設をつくること。
- (29) 音楽・演劇・映画など多彩な芸術活動ができる空間、稽古や練習が気軽に安価にできる施設を建設すること。
- (30) 住民基本台帳ネットワークシステムから離脱すること。
- (31) 真に男女平等の宇治市を実現するために、雇用の場における賃金格差など男女差別を是正し、DV対策の強化、苦情・相談窓口の拡充など取り組むこと。
- (32) 同和行政を直ちに終結すること。
- (33) 観光周遊コースの設定・駐車場の設置・道路などの基盤整備を図るなど、観光振興をすすめること。

●〔建設部〕

- (1) 府道や市道の渋滞解消、道路拡幅・右折レーン設置など交差点改良を行うこと。また、歩道・側溝改修、信号設置など安全な道路づくりをすすめること。
- (2) 市道認定基準を緩和し、必要な市道化をすすめること。
- (3) 古川、井川、名木川、戦川、仁良川、弥陀次郎川、新川、西宇治都市下水路などの改修を急ぐこと。水害を根絶するために雨水貯留施設建設、透水性舗装などをすすめること。
- (4) 中小河川は、自然回復型改良をおこなうこと。
- (5) 下水道化に伴い不要となる家庭浄化槽を雨水貯留施設として利用できるような方策を講じること。
- (6) 下水道の整備が遅れる地域は、側溝整備促進など特別の対策を講じること。
- (7) 市営住宅を新・増設し、高齢者・単身者・母子・障がい者など、すべての住宅で、

優先入居枠をつくること。借主死亡後の家族の追い出しを強行しないこと。収入基準を元に戻すよう国に求めること。収入基準をこえた住民の追い出しや家賃値上げはしないこと。民間賃貸住宅の家賃補助制度の創設をはかること。次期市営住宅建設計画をたてること。

- (8) 解雇や倒産によって住宅やすまいを失った市民に対して、府などと協力し、市営住宅、府営住宅、雇用促進住宅などの臨時入居や斡旋をおこなうこと。
- (9) 電線類の地中化事業を推進すること。
- (10) アスベストを含む建築物の解体にあたっては、適正な処理を行わせ、生活環境の保持、作業員の安全対策を講じさせること。

●〔都市整備部〕

- (1) 民間機構での建築確認は市との事前調整を実施し、行政の監視機能を強化すること。開発は周辺住民の同意の上で許可するように制度改善を図ること。
- (2) マンション問題の相談窓口を設置するとともに、管理組合への援助や分譲時の消費者保護の強化など総合的施策を実施すること。マンション開発にともなう駐車場は一戸に一台以上を確保させること。
- (3) 木造住宅耐震改修助成制度は実効性あるものにする。
- (4) コミュニティバスを運行するなど、公共交通網の充実を図ること。
- (5) 鉄道駅ホームの転落防止対策を求めること。
- (6) 近鉄小倉駅、JR六地蔵駅など駅周辺のバリアフリー化をすすめること。
- (7) 列車識別装置の導入で踏切遮断時間を短縮させるとともに、障害物検知装置を全踏切に設置させること。踏切を拡幅整備し、「生活踏切」の安全対策を講じること。
- (8) JR木幡駅の跨線橋に屋根を設置すること。
- (9) 近鉄の連続立体・高架化をすすめ、車両の増結・増発と小倉駅に急行を停車させること。
- (10) ターミナル機能を持った駅前整備をすすめ、駅と住宅地・公共施設などをつなぐバス路線を充実すること。
- (11) 下水道を促進すること。水洗化融資は限度額引上げと利子引下げをすすめ、低所得者に対する接続工事費助成制度を創設すること。
- (12) 多目的広場、大・中規模公園の建設をすすめること。
- (13) 名木百選は、樹医制度活用など保全対策を強化すること。
- (14) 木幡池の河川区域を公表し、親水性を高めるとともに、水害をふせぐこと。大島排水機場の改修を求めること。
- (15) 交通指導員を増員すること。

(16) 信号機を増設し、安全対策としての路面表示を増やすこと。障がい者用信号機を増設すること。

(17) 「太閤堤」は、集客施設は過大にならないようにすること。

●〔水道部〕

(1) 機関管路の耐震化を急ぐこと。アスベスト管・老朽管を早急に取り替えること。

(2) 多水源化、ブロック化、耐震化などをはかり、水道施設への自家発電機の設置、給水体制の充実など災害時対策を講じること。一般会計繰入金など財源対策を行い、値上げをしないこと。

(3) 地元の水道業者の育成につとめること。

(4) 過大な水需要計画を改め、府営水道の必要以上の割り当て水量を減らすよう求めること。

●〔健康福祉部〕

(1) ショートステイのベッドを増床すること。

(2) 介護ベッドや電動車イスへの独自助成制度を創設すること。

(3) 紙おむつ等給付事業の対象者や支給内容を拡充すること。

(4) 介護激励金の増額をはかること。

(5) 認知症などのグループホームを増設し、低所得者でも利用できるよう補助すること。

(6) 老人園芸広場を増設すること。

(7) 高齢者住宅改造制度を拡充すること。

(8) 高齢者・障がい者などにバス運賃の助成を行い、敬老祝金の毎年支給を復活させること。

(9) 地域福祉センターを計画的に増設すること。

(10) シルバー人材センターの育成強化をはじめ、高齢者の雇用促進を図ること。老朽化した施設の改修を行うこと。補助金を増額すること。

(11) 一人暮らしの高齢者の見守り・安否確認など、孤独死や行方不明を出さないよう対策を講じること。

(12) 「宇治市障害者福祉基本計画」の見直しにあたっては実施計画を明確にすること。レスパイトケアを充実すること。

(13) 障がい者施設への仕事斡旋と製品の公共活用を広げること。障がい者の法定雇用率達成を市内企業に働きかけること。

(14) 障がい者グループホーム建設・運営への補助と家賃補助をすること。

- (15) 障がい者区分認定は実態にあった認定にすること。障がい者施設の給食費に助成をすること。視覚障がい者のガイドヘルパーは無料にすること。
- (16) 障がい者医療の無料化を3級まで拡大し、所得制限を撤廃すること。障がい（児）者の歯科治療を拡充すること。
- (17) 要約筆記の派遣は、手話通訳同様、医療機関・事業所等における手続き、相談又は診療なども対象とすること。
- (18) 公文書の点字化と点字ワープロを増設すること。点字による防災ガイドブックを配布すること。
- (19) 聴覚障がい者対策として公共施設にファックスを設置し、ファックス貸与制度を充実すること。また、メールによる行政情報配信を行うこと。
- (20) 障がい者住宅整備資金融資制度をつくること。
- (21) 身障者福祉タクシー制度の対象の枠を拡大するとともに、障がい者用自家用車への燃料費支援を行うこと。
- (22) 季節療育事業への補助金を増額すること。
- (23) 周産期・新生児の救急搬送システム・医療体制を拡充すること。
- (24) 保健師を増員し、乳幼児への保健師の全戸訪問体制をつくること。
- (25) 乳幼児健診の会場を増やすこと。
- (26) 子宮頸がん予防ワクチン接種の補助対象を拡大すること。
- (27) 保育所を新設するなど「定数」を増やし、産休・育休明け保育、障がい児保育や保育時間の拡充をはかること。
- (28) 保育所の耐震化・大規模改修を早期におこなうこと。民間保育園の耐震化助成への拡充を行うこと。
- (29) 保育料の減免を拡充すること。
- (30) 一時保育施設を全市的に配置し、制度の拡充をはかること。病児・病後児保育を拡充すること。アトピーなどアレルギー除去の対策にも補助金の適用を拡大すること。
- (31) 民間保育園への助成金を増額し、職員の処遇改善を行うこと。民間保育園での法外負担を解消すること。
- (32) チャイルドシート購入にたいして補助すること。
- (33) 子育てサークルへの補助制度を創設し、会場確保など支援すること。
- (34) 生活福祉資金の手続きの簡素化をはかり、決定までの期間を早めること。
- (35) 生活保護は支給抑制せず、申請用紙を窓口に置くこと。人権侵害につながる「一括同意書」は廃止すること。自立計画書の提出を強要しないこと。生活保護家庭に対

する夏期・冬期見舞金を支給すること。

- (36) 暮らしの資金を大幅に増額し、通年化すること。手続きを簡素化し、所得制限を緩和すること。
- (37) 低所得者のクーラー設置に補助を行うこと。
- (38) 市民のくらし応援の総合的な相談窓口を設置すること。
- (39) 内職センターの補助金を大幅に増額すること。
- (40) 特定疾患の医療費について、一部負担の撤廃を求めるとともに、宇治市での医療費助成を実施すること。
- (41) 市民健診を復活し、特定健診は無料化・通年化すること。
- (42) 骨粗しょう症検診を実施すること。各種ガン検診を無料化・総合検診化すること。子宮がん・乳がんの対象を隔年から毎年にする。前立腺がん検診を実施すること。心疾患などの成人病検診を実施すること。高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの助成をすること。
- (43) 鍼灸治療助成を拡充すること。
- (44) 結核予防対策を抜本的に拡充し、H I V・M R S A・S A R S等の感染症予防対策を強めること。
- (45) 国保加入者の医療費減免制度を拡充すること。傷病手当制度を創設すること。
- (46) 雇用保険の受給資格のない市民が失業した場合に貸し付ける「応急生活対策資金」制度を創設すること。
- (47) 公共施設等は「障害者福祉基準」に適合するよう改善すること。
- (48) 社会的ひきこもりの実態を把握し、対応する窓口をつくること。
- (49) 育成学級は、希望者が入級できるよう施設を拡充して、定員をふやすこと。全ての学級で土曜日も開設すること。高学年を復活し、協力金は値下げをすること。長期休暇中などの開始時間を早めること。1月は4日から開設すること。
- (50) 笠取第二小学校に育成学級を新設すること。
- (51) 暮らしの資金を通年化し、生活支援貸付制度をつくること。

●〔教育委員会〕

- (1) 学校統廃合計画は中止すること。
- (2) 東宇治地域の大規模校をなくすこと。
- (3) 少人数学級の実施に伴い教室の速やかな確保を行うこと。耐震補強や老朽校舎の建替、教室へのエアコン設置など、学校施設の整備を速やかに実施すること。

- (4) 宇治小学校の小中一貫校化にあたり教室不足や狭いグラウンドなどの解決・改善を図ること。
- (5) 小学校に専科制を導入すること。見込学級を認めること。
- (6) 不登校児童生徒への指導・援助を強めるためフリー教員の配置、特別支援教諭を増員すること。相談室や交流室の設置、保健室の拡充、養護教諭の増員など行うこと。
- (7) いじめや虐待、こどもの安全など対応できる体制を強化すること。
- (8) 学校の消防用設備は不具合を放置することなく、管理・整備すること。学校の水道は直圧式に変えること。
- (9) 学校にエレベーター設置などバリアフリー化をすすめること。
- (10) 学校図書は標準基準を達成するため年次計画を定め、大幅に予算を増額して増冊し、専任司書配置・施設改善などをすすめること。
- (11) 学校給食は民間委託校は直営に戻し、地元食材を使用し、安全でおいしい給食を守り発展させること。全校で食器の改善とランチルームを設置すること。
- (12) 就学援助制度は、支給基準を改定前に戻すこと。医療費やメガネ・鑑賞費などを対象とするなど支給基準を引き上げること。
- (13) 備品費・理科教育振興費・消耗品費などを増額し、父母負担を軽減すること。
- (14) 虫歯治療費を小学6年生まで無料化し、修学旅行費補助、通学費補助など父母負担を軽減すること。
- (15) クラブ活動助成費、各種代表派遣費を増額すること。
- (16) 中学校給食を実施すること。
- (17) 図書館の開館時間を延長し、中央図書館を整備・拡張すること。
- (18) 「子どもの権利条例」を制定すること。
- (19) 公立幼稚園の3年保育を実施すること。
- (20) 私立幼稚園保護者への就園助成を増額すること。
- (21) 市民美術館を建設すること。当面、文化センターに美術展示場を設置すること。歴史資料館を拡充すること。
- (22) 埋蔵文化財の調査・保存体制、設備を充実し、埋蔵文化財保護センターを建設すること。
- (23) 戦争遺跡を保全・保存すること。
- (24) スポーツ施設を障害者も利用できる施設に充実すること。
- (25) スポーツ指導員の養成、増員、処遇改善をすること。

(26) スポーツ団体への援助・補助を拡大すること。

(27) 子どもたちと教職員・父母の良心・内心の自由を侵す日の丸・君が代の押しつけをやめること。

■地域別要求

●六地蔵地域

(1) 府道大津宇治線東側の歩道を整備すること。

(2) 行政サービスコーナー・コミセンをJR六地蔵駅周辺に設置をすること。

(3) JR六地蔵駅のバリアフリー化・エレベーター設置をすすめること。

(4) 町並御蔵山線、東中畑山田線の交差点（フカイ電気前）に信号設置をすること。

●木幡・炭山・笠取地域

(1) 府道京都宇治線・のぼり三差路に右折レーン設置をすること。

(2) 宇治線の歩道（西側歩道の切れているところを整備すること）

(3) 市道木幡25号線踏切の安全対策をすること。

(4) 市道大瀬戸熊小路線を早期に全線拡幅すること。

(5) 南御蔵山・北御蔵山・中御蔵山町内の側溝改修のスピードアップを図ること。

(6) 観音寺台町内会内の側溝を整備すること。

(7) 平尾集会所の改修を行うこと。

(8) 府道二尾木幡線、谷山林道、炭山・笠取地域など山間地域への産業廃棄物の持ち込み・埋め立てに対して現状を回復させ、不法投棄の対策強化を行い、豊かな自然を守ること。

(9) JR木幡踏切拡幅工事の安全に万全を期するとともに、JR木幡駅のバリアフリー化をすすめること。

(10) 市道芝ノ東金草原線に歩道を設置し、明星保育園前変則交差点を改良すること。当面、安全対策をすること。

(11) 木幡地域福祉センターを拡充すること。

(12) 木幡西浦の市道木幡78号、363号、364号の交差点の安全対策をすること。

(13) 市道木幡41号線の側溝に蓋をすること。

(14) 市道五ヶ庄六地蔵線と市道南山畑中村線との交差点の歩行者安全対策を講じること。

- (15) 東宇治浄化センター内の閉鎖されたグラウンドを再開できるよう安全対策と整備を行うこと。
- (16) 医療少年院跡地は、公共施設として活用するよう国に要望すること。
- (17) 東笠取地区の市道改修を急ぐとともに、「東笠取農振地域」指定を解除し、振興計画を立てること。

●五ヶ庄地域

- (1) 広岡谷町内の側溝を改修すること。同町内の出入口を改良・拡幅すること。
- (2) 弥陀次郎川の改修にあたっては周辺住民に十分説明して合意を得ること。
- (3) 市道宇治五ヶ庄線福角団地前付近を改良すること。
- (4) 府道京都宇治線黄檗踏切交差点の改良に伴い、歩道整備・JR黄檗踏切の拡幅で歩行者の安全を確保すること。
- (5) 東宇治行政サービスコーナーの業務を拡大し、市役所出張所にすること。
- (6) 市道五ヶ庄221号線の歩道を延長し、速度規制などの安全対策をはかること。
- (7) 岡本踏切を拡幅するとともに府道京都宇治線岡本踏切交差点の改良をすること。
- (8) 市道宇治五ヶ庄線の歩道拡幅整備を京大前から黄檗停車場線まで連続して行うこと。

●菟道・羽戸山・明星町・志津川地域

- (1) 京阪三室戸駅から明星町入口までの道路拡幅は関電用水路を暗渠化し、歩道を再整備すること。都市計画道路明星線を推進すること。
- (2) 市道菟道槇島線と乙方三番割線の交差点及び菟道187・188号線の交差点に信号の設置など、安全対策をはかること。
- (3) 車田地区内に児童公園を設置すること。
- (4) 川東京大線の交通渋滞対策・交通安全対策・環境対策を講じること。
- (5) 志津川地域にバス路線を新設すること。
- (6) 宇治五ヶ庄線三室戸駅西側の道路を改修し歩行者の安全対策をはかること。悪臭対策を講じること。
- (7) 京阪三室戸駅から三室戸寺への経路上に公衆トイレ、休憩所などを設置すること。

●宇治・白川地域

- (1) 太陽が丘入口付近から白川山本線にかけて歩行者の安全対策を講じること。
- (2) 県通りの通過車両を減少させるための抜本的な道路計画をたてること。

- (3) JR宇治駅南側広場の夜間の照明を強化すること。
- (4) 宇治橋東詰に交番・観光案内所・トイレを設置すること。
- (5) 白川地区内にバスを運行させ、交通安全対策（通過交通のスピード規制など）を講じること。
- (6) 白川地区の土砂採掘など、違法・脱法的な乱開発を許さないこと。白川地区内のがけ崩れ防止や避難場所の確保など、防災対策を整備・強化すること。難視聴対策を講じること。
- (7) 半白地域に大規模集会施設を建設すること。
- (8) 妙楽・里尻、野神・大谷地域の側溝整備をスピードアップすること。
- (9) 菟道ふれあいセンターの建て替えは、地域住民の意見を聞いて早急に行うこと。
- (10) 府道大津南郷線と市道塔ノ川下居線との接合部分に横断歩道を設置すること。

●槇島地域

- (1) 住民の足を確保するためにコミュニティバスを運行すること。
- (2) 京滋バイパス高架下槇島吹前・郡付近の路上駐車を取り締まり、路上での作業を改善させること。
- (3) 門口、幡貫付近の用水路の浄化のため清掃回数をふやすこと。
- (4) 市道十一外線北側の歩道中央の電柱を移設し、歩道を整備すること。
- (5) 承水溝・春日森落合線側溝の浚渫・浄化を行うこと。
- (6) 用水幹線2号沿いの道路を全面改修すること。
- (7) 目川南北道路の整備を促進すること。
- (8) 工業地域に水道・下水道を整備すること。排水網を整備し水害をなくすこと。
- (9) 紫が丘団地の水害をなくすこと。
- (10) 府道黄檗停車場線と市道槇島23号線の歩道整備をすすめること。
- (11) 宇治槇島線と十一線の接合部分に同旅標識の案内板を設置すること。
- (12) 市道槇90号線及び市道槇91号線と十一外線との接合部分の安全対策を行うこと。

●広野地域

- (1) JR新田駅東口を設置すること。
- (2) 新宇治淀線（大久保小から大久保交差点）は住民合意のうえで促進すること。側道・北進は見直すこと。

- (3) 城陽市との行政界を明らかにし、市道広野 114 号線を早期に整備すること
- (4) 市道下居大久保線の犬の糞害をなくすこと。低木は日常管理をきちんと行い、見通しを確保すること。
- (5) 一里山の水道老朽管を取り替えること。
- (6) 桐生谷から一里山へ通じる一方通行の狭い箇所を拡幅すること。

●神明・開・羽拍子地域

- (1) 城南荘 10 筋目に信号機を設置するとともに、本通りの舗装全面やり替えを行うこと。
- (2) 城南荘の桜を生かした道づくりを促進するとともに、側溝改修をすすめること。
- (3) 南陵南集会所を増築すること。
- (4) 公共下水道を羽拍子東・宮北・神明石塚・一里山地域へ早急に整備すること。
- (5) 羽拍子地域の浸水地域の解消を図ること。
- (6) 羽拍子踏切の歩道の整備を行うこと。

●大久保地域

- (1) 南宇治地域の学校統廃合は中止すること。
- (2) 高層マンション建設については地元の意向を尊重し、特に南側からの車の出入りは、緊急車両に限定するよう業者指導すること。
- (3) JR 新田駅と近鉄大久保駅の連絡道路の建設・駅前広場などの整備をすすめること。
- (4) 古川橋上流右岸の管理用道路を整備すること。その道路との関連で、市道大久保 3 号線（国道 24 号線のトンネル部）から古川へ通じる市道大久保 1 号線を整備すること。
- (5) 南宇治中（大久保 2 2 号線）、西大久保小前の道路を改修すること。
- (6) 且椋市営住宅前から西へ、道路を新設すること。
- (7) 大久保南の口（大久保 4 2 号線から東方向、ダイカクガレージ北側）の側溝を暗渠にすること。

●伊勢田地域

- (1) 毛語・井尻・浮面・ウトロ地域の水害を解消すること。
- (2) 府道八幡宇治線の近鉄踏切から伊勢田町北山一番地付近の拡幅と歩道整備など通学・通行者の安全確保を行なうこと。とりわけ府道八幡宇治線南側の伊勢田 9 号水路以東の歩道整備を急ぐこと。

(3) ウトロ地域のまちづくりは、国・府・市の役割を明確にし、住民参加ですすめること。

●小倉地域

- (1) 西小倉地域の学校統廃合を行わないこと。
- (2) 市道小倉安田線から国道24号線へのアクセスを整備し、府営住宅北側に信号機を設置すること。
- (3) 西小倉地域での違法駐車をなくすこと。
- (4) 小倉方面から市役所方面へのバスを増便すること。ダイヤの改正を求めること。
- (5) 主排5号の浚渫と草刈り、並びに改良工事をおこなうこと。
- (6) 小倉駅前の不法駐輪をなくし、歩行者の通行の安全を確保すること。小倉駅前の駐輪場の開設時間を近鉄電車の最終便までとすること。
- (7) 巨椋池の排水路の浚渫・除草などを宇治市が責任をもっておこなうこと。
- (8) 小倉駅地下東西通路のバリアフリー化をすすめること。
- (9) 市が引き取った里道や水路などの官有地を、緑道などに計画的に整備すること。
- (10) 不特定の市民が往来する私道については、市が責任を持って維持管理すること。
- (11) 山際地域の下水道の未整備地域について、整備を行うこと。
- (12) 府道小倉停車場線の旧京都信用金庫前の交差点を改良し、歩行者の安全確保をはかること。
- (13) 近鉄小倉駅前や小泉米穀店付近などの抜本的な浸水対策を講じること。学校など公共施設に雨水貯留施設を設置すること。

「ご意見」「要望をお寄せ下さい」



水谷 修
Tel 22-5831
議員団長
総務委員
衛管議員
議運委員



宮本 繁夫
Tel 23-7502
副議長
文福委員
税機構議員



山崎 恭一
Tel 32-6558
幹事
文福委員



坂本 優子
Tel 21-1784
建水委員長
広報委員
議運委員



渡辺 俊三
Tel 33-1840
市環委員
広報委員



木沢 浩子
Tel 21-4986
建水委員

